

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
盛岡市(都南地域)・紫波町・矢巾町	盛岡市(都南地域)・紫波町・矢巾町	平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで	平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

1 目標の達成状況

(ごみ処理)

指 標		現状 (割合※1) (平成27年度)	目標 (割合※1) (令和4年度) A	実績 (割合※1) (令和4年度) B	実績/目標※2
排出量	事業系 総排出量	16,505t	15,684t (-5.0%)	13,575t (-17.8%)	86.55%
	1 事業所当たりの排出量	3.36t	3.23t (-3.8%)	2.54t (-24.4%)	78.63%
	生活系 総排出量	23,698t	22,910t (-3.3%)	22,904t (-3.4%)	99.97%
	1 人当たりの排出量	154kg/人	147kg/人 (-4.5%)	144kg/人 (-6.5%)	97.96%
	合 計 事業系生活系総排出量合計	40,203t	38,594t (-4.0%)	36,479t (-9.3%)	94.52%
再生利用量	直接資源化量	3,631t (9.0%)	4,055t (10.5%)	3,245t (8.9%)	84.76%
	総資源化量	11,830t (27.7%)	10,232t (28.7%)	7,530t (19.8%)	68.99%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	- MWh	- MWh	- MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	2,590t (6.4%)	2,335t (6.1%)	2,144t (5.9%)	96.72%

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合)/(目標の割合-現状の割合)を記載。

(生活排水処理)

指 標		現 状 (令和 年度)	目 標 (令和 年度) A	実 績 (令和 年度) B	実績/目標※3
総人口					—
公共下水道	汚水衛生処理人口				%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%	%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口				%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%	%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口				%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%	%
未処理人口	汚水衛生未処理人口				%

※3 (実績の割合-現状の割合)/(目標の割合-現状の割合)を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの		有料化	構成市町・組合	盛岡市都南地域では指定ごみ袋導入に係る効果の検証や実施のための必要な事項についての検討を行う。有料化については今後、構成市町の状況を踏まえ、調査・検討等を行う。	平成 29 年度～ (平成 29～令和 4 年度)	指定ごみ袋導入及び有料化については県内及び隣接市町の動向を見ながら対応していくこととした。
		集団資源回収の推進	構成市町	集団回収の継続・推進に向けて子供会等の各種団体による集団回収を支援しながら、古紙等の資源物の集団回収の活発化を図るための対策の検討を行う。	平成 29 年度～ (平成 29～令和 4 年度)	構成市町において、資源回収の支援及び啓発を行った。また集団回収事業を実施した団体に対して、奨励金(盛岡市、紫波町、矢巾町)を交付した。
		生ごみの発生抑制と減量化	構成市町	生ごみの減量化の取組を推進する。また、生ごみ処理容器等による堆肥化の推進など、ごみの資源化・減量に向けた啓発の強化に努める。	平成 29 年度～ (平成 29～令和 4 年度)	生ごみの減量化の取組を推進するため、生ごみ処理容器(紫波町、矢巾町)・電動生ごみ処理機等の(矢巾町)の購入者に対して、補助金を交付した。
		意識啓発	組合、構成市町	ごみの減量・リサイクルの推進、及びごみの排出マナーの向上を目指して、広報紙、パンフレット、ホームページ等の作成にあたっては住民目線に立ち、住民の意見を多く取り入れながら積極的に情報を発信・提供する。	平成 29 年度～ (平成 29～令和 4 年度)	組合ホームページのリニューアルにあたって住民目線に立ち、住民の意見を多く取り入れながら更新を行った。構成市町においても懇談会を行い住民の意見を取り入れた。
		過剰包装の抑制	構成市町	住民に対して買い物袋の持参(マイバッグ)を推進する。また、過剰包装を断るなどの習慣が定着するよう働きかける。	平成 29 年度～ (平成 29～令和 4 年度)	地域内の各種団体と連携しながら買い物袋(マイバック)の持参に関する意識の啓発と運動の普及・促進を行った。

事業者に対する排出管理・指導	構成市町	事業者に対する許可業者との契約を指導する。また、事業所での適正な廃棄物管理について情報提供を行うとともに、廃棄物の減量化に努めるよう指導する。	平成 29 年度～ (平成 29～令和 4 年度)	構成市町において事業系ごみの排出抑制対策を講じた。
処理手数料適正化のための定期的な検討	組合	ごみ処理施設における事業系ごみの受入基準に基づく適正な搬入を指導するとともに、処理手数料の適宜見直しを行う。	平成 29 年度～ (平成 29～令和 4 年度)	ごみ処理施設における事業系ごみの受入基準に基づく適正な搬入指導を行った。 令和 4 年度からは手数料の見直しを行い、適正処理困難物であるスプリング入りマットレス及びソファを対象に手数料を新設した。
事業者等による事業系ごみ分別の徹底	組合	事業者に対して事業系ごみの分別の徹底を啓発する。また、事業系ごみに対する搬入時の監視を強化し、ごみが適正に分別されていない場合には、搬入を規制するとともに、指導を徹底する。	平成 29 年度～ (平成 29～令和 4 年度)	組合に搬入される事業系ごみの搬入検査を実施し、分別の徹底を啓発している。ごみが適正に分別されていない場合には、搬入指導を行い書面で結果を配布している。
コミュニケーションの充実、イベント等の開催	組合	ごみの減量・リサイクルの情報を提供し、住民の協力を求めています。また、住民のごみ減量・リサイクルへの関心を高め、取組を行う動機づけを図るため、ごみ処理施設見学会の継続やイベント「環境まつり」の開催等を行う。	平成 29 年度～ (平成 29～令和 4 年度)	ごみ処理施設見学会の継続やイベント「環境まつり」の開催を通じ、住民のごみ減量・リサイクルへの関心を高め、取組を行う動機づけを図った。
環境教育・環境学習	組合、構成市町	子供から大人まであらゆる世代に応じた環境教育・環境学習の充実を図る。特に子供に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうため、学校での環境教育・環境学習を継続推進する。また、ごみ処理の現状・課題の周知とごみ減量活	平成 29 年度～ (平成 29～令和 4 年度)	子供から大人まであらゆる世代に応じた環境教育・環境学習のためイベント「環境まつり」を開催している。子供に対しては小学生の施設見学を積極的に受け入れている。

			動に対する啓発を図る。		
	連携・協力体制の強化	構成市町	公共施設を活用した資源物の点回収を進める。リサイクル拠点に集積した資源物については、定期的に回収を行うものとする。	平成 29 年度～ (平成 29～令和 4 年度)	矢巾町では公共施設を活用した拠点したリユース品回収ひろばを福祉団体と連携しながら継続的に開催し回収を行っている。
	不用品交換等によるリサイクルの推進	組合、構成市町	フリーマーケット、バザー、リサイクルフェア等の情報提供を行うとともに、イベントの開催を支援する。	平成 29 年度～ (平成 29～令和 4 年度)	組合ではイベント「環境まつり」の一環としてフリーマーケットの開催を行っている。
	再使用の検討	組合	大形ごみとして排出された家具等の修理・再生を行う。併せて再生品の保管・展示スペースを設けることにより、再生品の購入・活用を推進する。	平成 29 年度～ (平成 29～令和 4 年度)	大形ごみとして排出された家具等の修理・再生については検討中である。保管・展示スペースについては福祉団体に協力を頂き、再生品の販売を年 1 回行っている。
	資源回収の実施	組合	小型家電の資源回収を平成 27 年 10 月 1 日より開始している。新しい取組であるため、積極的な情報の発信と提供に努める。	平成 29 年度～ (平成 29～令和 4 年度)	小型家電の回収は開始当初は拠点回収（ボックス回収）のみであったが、令和 2 年度より大形不燃ごみより小型家電を清掃センター内の選別で回収（ピックアップ回収）しリサイクルの推進に努めている。
処理体制の構築、変更に関するもの	家庭系ごみの処理体制の現状と今後	組合、構成市町	住民の負担の公平化や将来におけるごみ処理施設・設備の整備等の観点からも、地域全体でのより適正なごみ出し方法や分別区分などについて引き続き検討を行う。 また、併せてごみの減量と資源回収量の向上のための検討を進めることにより、循環型社会の構築を総合的に推進するものとする。	平成 29 年度～ (平成 29～令和 4 年度)	地域全体でのより適正なごみ出し方法や分別区分などについて引き続き検討を行い、令和 2 年度よりスプレー缶の排出方法の変更、令和 4 年度より一定の大きさの大形ごみを直接搬入に変更、スプリング入りマットレス及びソファを適正処理困難物として直接搬入に変更した。さらに令和 2 年 8 月からは組合に持ち込まれるごみ量及び車両台数の減を目的とし、ごみ搬入予

						約システムを導入して組合に直接搬入する場合は予約が必要とした。
	事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後	組合	事業系一般廃棄物の減量化・資源化の一層の推進に向けて、事業系生ごみの減量化、事業系資源物（オフィス古紙やダンボールなど）の分別徹底とリサイクルなどに努める。	平成 29 年度～ （平成 29～令和 4 年度）		検討した結果、組合清掃センターに搬入される令和 5 年 4 月 1 日より事業系古紙類の搬入規制を行い資源化の推進に努めている。さらに令和 2 年 8 月からは組合に持ち込まれるごみ量及び車両台数の減を目的とし、ごみ搬入予約システムを導入して組合に直接搬入する場合は予約が必要とした。
	一般廃棄物処理施設で合わせて処理する産業廃棄物の現状と今後	組合	一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物について処理を行う。	平成 29 年度～ （平成 29～令和 4 年度）		一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物について処理の協議は無かった。
その他	再生品の需要拡大事業	組合、構成市町	行政において再生品の利用を率先して行い、無駄な消費をしないよう努める。 また、住民に対して再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品の購入などを呼びかけ、住民、事業者及び行政が一体となった協働の取組を推進する。	平成 29 年度～ （平成 29～令和 4 年度）		組合、構成市町において再生品の利用を率先して行い、無駄な消費をしないよう努めている。
	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	組合、構成市町	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。	平成 29 年度～ （平成 29～令和 4 年度）		組合、構成市町共に特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行っている。
	不法投棄対策	構成市町	不法投棄・ポイ捨ての多発場所への看板の設置、巡回パトロールなどを行うほか、不法投棄の防止に向けて関係団体などとの連絡体制の整備を図	平成 29 年度～ （平成 29～令和 4 年度）		構成市町においてそれぞれ不法投棄・ポイ捨ての多発場所への看板の設置、巡回パトロールなどを行っている。 また不法投棄の防止に向けて関係

			り、住民・事業者・行政が一体となった不法投棄の未然防止体制の構築に努める。		団体などとの連絡体制の整備を進めている。
	災害時の廃棄物処理に関する事項	組合、構成市町	災害時は、それぞれの構成市町が策定した地域防災計画に則り取組むとともに、災害時に発生する廃棄物の処理や、災害などにより一時的に組合でのごみ処理が不可能になった場合には、県下で締結されている「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」に基づき対応を進める。また、構成市町における災害廃棄物処理計画の策定に協力する。	平成 29 年度～ (平成 29～令和 4 年度)	災害が無かったため対応はない。組合としては構成市町における災害廃棄物処理計画の策定の際に協力している。

3 目標の達成状況に関する評価

排出量・・・構成市町と連携し、ごみ減量化についての啓発活動の強化等によって、目標達成ができた。特に事業系ごみに関しては大きく減量できたものと考えている。

再生利用量・・・直接資源化量については構成市町と連携し、集団資源回収の啓発を行ったが、目標達成には至らなかった。今後、構成市町と密に連携し、住民に対して集団資源回収の更なる啓発普及を実施し、再生利用量の向上が可能であるが、現状の排出量の減少量から鑑みると、ごみの総量の減によるところ、もしくは資源ごみを行政回収以外に排出しこちらでは見えない部分もあるのでその部分については注視していきたい。

総資源化量についてはごみ排出量の抑制施策等により目標を達成することが出来た。

最終処分量・・・掘り起しの実施及び排出量の減により、目標を達成することができた。

(都道府県知事の所見)

排出量と最終処分量に関しては、すべて目標を達成しており、各実施主体の取組の成果が現れたものと思われる。

ごみの排出量削減に向けた施策の中で、ごみの有料化について引き続き検討するとともに、排出抑制対策等を推進し更なる排出量の削減に取り組んでいただきたい。

県においても、必要に応じて助言する等して支援していくこととしたい。